

資料 4

日薬業発第191号
令和8年7月31日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会
会長 岩月 進
(会長印省略)

緊急避妊薬の適正販売に係る環境整備のための調査事業（厚生労働省医薬局医薬品審査管理課委託事業）報告書の公表ならびに事業成果の活用について（依頼）

平素より本会業務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、厚生労働省より令和7年度事業報告書（最終報告書）が公表されました（別添）。

ご案内のとおり、緊急避妊薬は本年2月より、要指導医薬品として全国の薬局等で販売が開始されております。本調査事業を通じて最適化された販売プロトコール並びに適正使用に資すると判断された要件は、要指導医薬品たる緊急避妊薬の製造販売承認審査を経て、承認条件及び製造販売業者が作成する販売用資材に反映されました。本事業にご協力を賜りました研究協力薬局、都道府県薬剤師会の皆様に深く御礼申し上げます。

本報告書には、事業を通じて行った試験的販売にかかるデータのほか、令和7年度事業において収集された対応困難事例や、事例を踏まえて研究班にて作成された「販売時に想定される事象と対応例」、また、「薬剤師から産婦人科医への情報提供文書（例）」、「販売にあたり薬局で取り組んでいただきたいこと」など、実際の販売に活用しうる知見や情報が掲載されています。

各都道府県薬剤師会におかれましては、事業を通じて得られたこれら知見を薬剤師に伝達いただきますとともに、販売時に想定される事象へのよりの確な対応のため、医師をはじめ、犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、行政の児童福祉部門や児童相談所、また警察等の関係機関との連携をより一層深めていただき、研修会・勉強会等を開催するなど、緊急避妊薬販売における薬剤師の対応がより一層充実したものになるよう、ご支援、ご高配の程、よろしくお願い申し上げます。

また、令和7年度事業において収集した情報についても、今後、製造販売業者が作成する販売用資材に活用・反映されるなど、販売の現場で有益に活用されることを期待いたします。

改めて、本事業にご協力を賜りました関係各所の皆様に心より御礼申し上げます。

<別添>

- ・令和7年度厚生労働省医薬局医薬品審査管理課事業 緊急避妊薬の適正販売に係る環境整備のための調査事業 報告書

厚生労働省ホームページに掲載されています。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療

> 医薬品・医療機器

> 緊急避妊薬のスイッチ OTC 化に係る環境整備のための調査事業 結果報告書

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40123.html

日本薬剤師会ホームページにも掲載予定です。

ホーム > 日本薬剤師会の活動 調査研究・報告書等

<https://www.nichiyaku.or.jp/yakuzaishi/activities/investigation/report11>

抜粋

別紙1-1 対応困難事例

注1：同様の事象・対応事例はまとめて記載している。

注2：以下の事例には、本研究の要件において販売対象外(可能性含む)となったものが含まれている。

年齢制限、日本語による説明の理解、本人確認方法は、研究事業と市販化後の要件が異なることに留意が必要である。

分類	事象	対応等
可否判断に関する報告	72時間超	電話問合せ時、経過時間の確認を怠ってしまった、来局後に質問票記入の際に72時間超であることが判明
		電話相談時に72時間超とのこと。産婦人科などの受診が必要であることをお伝えし、分かりましたとのこと回答を得たが、その後、受診できずどうしても購入したいと再度連絡あり
	禁忌	以前、緊急避妊薬で薬疹が出たため、別の薬を希望
	留意すべき事例	来局2日前にも緊急避妊薬の服用をしていたことが発覚
		過去の中用量ピル服薬時、嘔吐経験あり
		前回の緊急避妊薬使用後からまだ生理が確認できていない。妊娠検査薬は陰性であったが生理が来ないことが心配、避妊を失敗したのではないかと、服用したい、との連絡あり
	ジエノゲストを服用中	現在の妊娠の可能性とジエノゲスト併用のため、処方医の指示を仰ぐ。ジエノゲストによる避妊効果で妊娠成立はしていないのではないかと医師見解あり(医師個人としてはレボルゲストレルの服用はいらないのではと思うが、販売・併用については判断しかねるとの回答)。翌日が土曜で連携婦人科と連絡がつかず、72時間経過する可能性が高いため薬剤師間で情報共有し土曜診察の可能なクリニックに薬局から電話連絡を行い、受診可能であることをご本人に伝えた。
	ジエノゲストを服用中	薬効より考えると、妊娠の可能性はなさそうだが、本人は避妊しなかったとのことと心配されていたため、販売・服用に至った。継続してかかりつけの産婦人科医を受診し、次回先生にも服用に関して報告するようにお伝えした。後日、連携産婦人科のDrに確認したところ、販売対応は問題なかったとお話しいただけた。
	低用量ピルの飲み忘れがあったため、緊急避妊薬の検討について相談電話あり	1回の飲み忘れ、その日の深夜に気付き服用。「翌朝10時から通常通り服用再開。飲み忘れたのは2週目の期間。飲み忘れる前7日間の継続服用はできていた。」を確認し調べたところ、妊娠の可能性は比較的低いであることを伝え、緊急避妊薬の服用をご自身の判断に委ねた結果、服用はしなかった。
	偏頭痛があり経口避妊薬(OC)は服用できないと言われているが、レボルゲストレルは服用できるのかとの質問を受ける。	OCやLEPは卵胞ホルモンと黄体ホルモンの合剤であり、卵胞ホルモンが片頭痛の禁忌にあたり服用できないが、緊急避妊薬レボルゲストレルは黄体ホルモンの単剤であるので禁忌には該当しない。一般の方には経口避妊薬(OC)と緊急避妊薬(ECP)の区別が難しいと想像され、薬剤師は販売にあたりその点をきちんと説明できるようにしておきたい。結果、説明に納得されて販売に至った。
	LEPをきちんと飲んでいる人でも、妊娠を心配して飲みたいとの連絡があった。	主治医にも確認してもらい、本人の意思を尊重して、販売した。
	3週間前に中絶をしたという方の来局。	中絶後の排卵や妊娠について知識が不足しており、対応が難しいと感じた。(注)対応については別紙2を参照してください。
	聞き取りにて、5日前に産婦人科を受診して緊急避妊薬を服用していたことがわかった。その後、性交があったためまた、服用を希望し薬局に来られた。	5日前に飲んだばかりなのに、また飲めるのかの判断がつかなかったため販売せず、再度婦人科を受診するように促した。避妊を希望するなら、ピルを今後処方してもらうようにした方が良いと伝えた。(注)対応については別紙2を参照してください。
	UPSIで電話連絡後来局されたが話を伺っていると半月ほど前に中絶していることがわかり、まだ生理も来ていない状況だった。	協力医師に連絡し、すぐに対応してくれることになったので紹介状を作成・お渡しして受診していただいた。
性被害に関する報告	当薬局にてレボルゲストレル錠服用者より電話相談あり。服用後1週間程度生理があったが量が少ない。妊娠検査薬にて陰性確認。前回アフタービル使用から今回の生理がくるまでの間に、避妊なしの性交あり。検査薬では陰性だが、最近の経血量の少なさも気になるので受診すべきか。といった内容の問い合わせ。	前回服用したアフターピルの事案については妊娠成立はないと考えられる。しかし、それ以降にも今回生理までに避妊なしの性交があるため、100%妊娠していないとは言いきれないとご説明。(今回生理の量も少なく、今回生理が着床出血等の可能性もあり)。経血量など心配なこともあるのであれば、受診すべきとお話をしました。
	出産4週間後のUPSI。緊急避妊薬販売希望。	産後の子宮内の状態含め受診した方が良いと判断。販売はせず婦人科に受診勧奨しました。(注)対応については別紙2を参照してください。
	毎回コンドームによる避妊をしておらず、今回のみ緊急避妊のために来局された。	本人に避妊についての知識がないことや膀胱炎の症状が続いていることから受診勧奨をしました。
	過去4回緊急避妊薬の服用歴(オンライン診療で購入)がある方が、避妊目的での購入希望。低用量ピルの服用に関心がない様子。	ワンストップ支援センターの情報だけでなく、避妊目的の低用量ピルの情報もしっかり伝える必要があると感じたが、実際相手が外で待っている事もありそこまで時間を取れなかった。(注)対応については別紙2を参照してください。
	警察への通報・警察からの連絡	祝日に連絡有、事前質問票で同意のない性交にチェック有、警察には服用後相談するとの事で薬局での服薬希望有。
		同意のない性行為があり、その後自身でワンストップ支援センターに電話で相談するも、警察に電話すると言われた、と聞き取り。
		服薬には問題がないため販売・服薬に至る。ワンストップ支援センターについても説明して帰宅された。(当該都道府県内での)レイプ等による警察の対応を確認するため地元警察に相談した。(注)対応については別紙2を参照してください。
		本人の同意のもと、警察に連絡した。

分類		事象	対応等
		事前質問票にて同意のない性交にチェックあり	話を伺い、医師への受診が必要と考え、紹介を実施、病院から警察へ通報実施。その後、薬局でも警察からの聞き取りを受けた。
	ワンストップ支援センター等につないだ	事前質問票に同意ない性交と記載あり	事件性ありと判断し、承諾を得て、連携している医師へ連絡を取り病院で処置してもらうようにした。
		事前質問票の性暴力が空欄であった	確認したところ、軽率な行動であったが無理矢理だと話されたのでワンストップ支援センターへ連絡。
		事前質問票で同意のない性交「答えたくない」にチェックがあった	性暴力や性被害の場合は「ワンストップ支援センター」で公費負担で対応してもらえる可能性があるため紹介。薬局よりワンストップ支援センターに連絡後本人に電話をかわり事情を説明していただきワンストップ支援センターで夜間対応していただく。
		来局時、事前質問票の性暴力欄に記載がないので確認。	自分の行動を考えると性暴力としてよいのかわからないとのことでした。性暴力支援センターに休日ですが連絡し、警察に同行。
		性暴力支援センターより連絡がありました。性暴力で警察にも行けないと母より連絡があり、ネットで購入したアフターピルを服用したが心配だから(レボノルゲストレルを)服用したいとのこと。	服用薬を確認しエラワンであった。UPSIからの時間的にもエラワン服用したのでその対応でよいと判断したが、婦人科受診をすすめる。
		未成年の兄妹のUPSI(児相職員、保護者同伴)	産婦人科にて緊急避妊薬の院内処方となった。
		女性が性暴力加害者に携帯をつながれた状態で来局された。	(当事者保護の観点から、事象のみ記載)
	その他(疑われる事例)	アフターピルを相手の男性からもらって服用したという女性がいた。緊急避妊薬は簡単に手に入るものとの認識されていた。	「妊娠の可能性への対応」にて服用前に追加説明のうえ販売可に該当。服用いただいたが、追加説明、薬についてや避妊の指導、受診勧奨を行った。
面前服用拒否に関する報告	来局後に拒否	男性が一人で来局。利用対象の女性は隣県におり来局は不可能であった。	本人以外への販売は不可であり、女性が直接目前で服用する旨を説明した。男性からは動画で服用状況をみせることはできないかとの質問があったが、現在の販売ルールについても説明し、できないことを納得してもらった。女性の方は、地元の産婦人科を受診されることを念押しし、地元の産婦人科のリスト、地図、電話番号をお渡しした。
		パートナーが一人で来局	本人が面前で服用しなければならないことを伝えたと帰られた。
	面前服用拒否		購入希望の理由は今晚も性交をする予定があり、その後に服用したいとのことのお話がありました。その対応はできないことを説明したところ、購入しないで帰られました。
	家族による代理購入		電話での問い合わせの際には本人ということでは生年月日など確認し、販売対象と判断したため来局を促した。来局時もしばらくは本人として会話、身分証の提出を行い、研究同意のQRコード読み取り、同意まで行った。お薬代について事前に説明し、面前での服用になることを説明したところ、実は本人ではなく、16歳未満の娘のためであることが判明。販売不可となる。
	家族による代理購入		内服を確認できないと販売できないことを伝えたと、「実は私ではなくて飲むのは妹」と言われた。
販売できなかったことに関する報告	来局しなかった	男性パートナーからの問い合わせ。UPSIから約10時間経過、「とにかく早く服用させたい」と強い焦りがあり複数薬局へ連絡している様子。	本人確認の必要性を説明し、本人が来局されれば対応可能と案内したが、その後連絡なし。
	薬局が提示した時間に来局困難	プライバシーの確保についてと、購入希望者の都合について考慮した結果、営業時間内での販売が困難だった。	—
	営業時間外で販売不可	閉局後に店舗携帯に購入希望の電話が入った。	緊急避妊薬を販売できる薬剤師が出勤する日には72時間を過ぎてしまうため、他の薬局を探してもらうように説明した。
プライバシー確保に関する報告	プライバシー確保のため通常対応しない時間に対応	深夜帯(午前2時頃)に販売してほしいと連絡。	その購入者の希望によりどうしても人がいない時間帯にお願いしたいと希望があり、薬局営業時間外での販売になる事例がありました。
研究事業の要件に関わる報告	16歳未満者に関する問合せ(電話のみ)	電話で16歳未満の購入希望の問い合わせがあった(本人以外)。	・販売できない旨を伝えた。 ・販売できない旨を伝えるとともに、居住地近くの医療機関を伝えた。 ・本人と話せず、問合せ途中で中断となった。 (問い合わせ者に対し、本人に受診を勧めるように伝えたと、できないと回答された事例あり)
		電話で16歳未満の購入希望の問い合わせがあった(本人)。	・販売できない旨を伝えたと、受診勧告をした・産婦人科に紹介した。 ・不同意性交でないことを確認した。
	日本語理解できない人の問合せ・来局	日本語の理解できないご本人が、日本語を理解できるパートナーと来局。	販売できないため、近隣産婦人科を紹介した。
		日常会話はできるということでお受けし、来局。	説明や聞き取りの過程で会話が成立せず、日本語による説明が理解いただけなかったため販売できなかった
	本人確認が困難・拒否	電話にて事前に来局予約の問い合わせがあった。その際に、身分証の提示に懸念を示され、名前、連絡先を教えることも拒否された。	販売要件として身分証による本人確認が必要であることを説明し、どうかご承諾いただいたが、当店の事前予約の対応として名前、連絡先を確認しようとした際に名前は絶対に言いたくないとのことと連絡先として電話番号のみ確認ができた。予約予定時刻14時になっても来局が無く、その後キャンセルの連絡あり、販売に至らなかった。
		本人確認でマイナンバーカードの提示があったが、服用希望者が美容整形直後とのことと本人なのかかわからないことがあった。	(報告にて対応の記載なし、事象のみ掲載)

別紙 1-2

これから販売する薬局に伝えたいこと（抜粋）

- ・ 日本語が理解できないという患者様も OTC 化に伴いいらっしゃるということを念頭におき、メーカー作成の外国語版資材を予め手元に置いておくなど、必要な準備をするべきです。
- ・ OTC 化されましたが、研究事業のように正確で繊細な対応が必要な医薬品です。薬局薬剤師への信頼が失われないように対応していくべきと考えます。
- ・ 時間外でも案内できる婦人科(オンラインも含め)の連絡先を控え、必要な際にはすぐにお伝えできる体制を作っておくとよいです。
- ・ 営業時間内に問い合わせは来ますが、ご本人が来られるのは(本人希望で)営業終了後もしくは時間外の可能性もありますので、必ず来局時間は確認しておきましょう。事前に必ず持参する物や緊急避妊薬について十分に説明出来るように丁寧な対応を心掛ける必要があります。責任を持って販売することが何より重要だと思います。また、日曜日や祝日など営業日外の対応が必要になるケースも十分に頭に入れておいた方がよいと思われます。
- ・ 自薬局のみで対応困難なケースもあるかと思います。日頃から他の薬局と顔の見える関係を構築しておき、協力し合って対応していくのがよいと思います。
- ・ OTC は 16 歳未満の方も販売対象に含まれるので、患者同意、避妊を必要とする背景(性暴力でないか?)などしっかりと確認が必要。
- ・ この研究事業に参加する際は、困難事例に該当するようなケースばかりを想像していました。実際に対応してみると、服用を希望する方は質問票の記載や私の説明にきちんと向き合ってくださり、服用への不安等、知りたいことわからないことを質問してくださいました。平均 30 分、妊娠検査薬が必要な場合は 40 分の時間を要しましたが、時間がかかるという認識ととらえず、相手の理解に合わせて対応していくことが大事ではないでしょうか。また、協力薬局同士で対応できない場合に連携しあえていたので、近隣薬局において薬剤師同士の関係性が持てると心強いと思います。
- ・ 販売可能薬剤師が1人の場合、時間的な負担のほか、判断に困ったときすぐ相談ができない・勤務日外でもいつ対応が必要になるか分からないなど精神的な負担も大きいので、可能な限り複数人での販売体制を整えて行った方がよいと考えます。
- ・ 生理と不正出血の区別がついていない、生理周期が整なのか不整なのかが分かっていないことがよくあるので、聞き取りに際しては注意が必要です。
- ・ 母国語が外国語の販売希望者が想定より多いと感じたので、こちらの伝えたいことが問題なく伝わっているかどうか(正確に受け取る能力があるかどうか)をしっかりと確認すると、トラブルを避けやすくなると思います。
- ・ 販売時、性暴力事例ではないかと考え、法令通りの販売だけでなく 薬剤師として必要な情報提供を患者に配慮して行うことが大事ではないか。
- ・ 3 週間後に産婦人科受診か妊娠検査薬の実施を促しておりますが、生理が来てしまうと安心されてしまい、行わない方もいらっしゃるかと思います。出血が生理とは限らず 妊娠初期の異常出血の可能性のあることも踏まえ、産婦人科受診か妊娠検査薬を実施するよう入念的に説明する必要があると感じました。

- ・ 購入希望者は早急に服用しないといけないと思い焦っていることもあるので、当該薬局または薬剤師が対応できない場合でも、近隣の対応できる薬局や医療機関を把握し誘導できることが望ましい。
- ・ 販売において、プライベートに関わる情報の収集があるため、購入に来た本人(や同伴の家族)が嫌な気持ちにならないように十分注意して対応いたしました。e-ラーニングでの内容を含め女性の性周期や妊娠などについてしっかりと復習することは大事だと思います。産婦人科医との連携を含め、適切に販売できるように継続して情報収集と学習を続けてください。
- ・ 事業に参加してみて、産婦人科に受診するハードルが心理的に高い方がいらっしゃる印象を受けました。そのような方々に、薬局が果たせる役割は大きいと思いました。
- ・ OTC での緊急避妊薬の販売は薬剤師職能の拡大においても大きな役割と感じています。店頭で販売までのフローを確認し、研修終了薬剤師が対応し、要件を確認し、販売を行う。こういった形の販売がうまくいけば、今後いろいろな医薬品がスイッチ OTC 化することができ、そこでの薬剤師の判断が重要になっていくと感じております。この緊急避妊薬の販売は、薬剤師がしっかり販売の判断、場合によっては紹介文書を渡しての受診勧奨ができることが重要であり、各薬局がその意識をもって対応する必要があると思っています。薬剤師会などでこの受診勧奨用の紹介文書のフォーマットなどを作成していただくと個人薬局での対応もしやすいかと思います。ただ販売するだけではなく、薬局で、地域住民のライフステージを含む健康管理の支援ができることを示せるような販売体制になることを、私個人としては願っております。
- ・ お薬の副作用等、しっかり伝えることはもちろんですが、利用者さんが緊張しない雰囲気を作ってほしいです。
- ・ 繰り返し購入される、服用される方も多いため(短期間ではなく)、記録等の書類はきちんと保管しつつ、再度来局された際は、避妊法についてよりしっかりと説明する時間を設ける必要があると考えられます。実際に購入される際、面前服用やチェックリストの記載といった購入ルールがあることを購入者が理解しておらず、販売時にトラブルにつながってしまう例も考えられます。しっかりと説明し納得していただいたうえで対応することが重要だと考えられます。モデル事業を担当していて、男性から電話問い合わせを受ける場面もありました。その場合は女性に電話を替わってもらいお話を進めるといった対応もできましたが、男性のみで直接来局される場面も発生すると考えられます。この点につきまして暴言暴力といったトラブルにつながってしまう恐れが考えられます(あまり考えたくないことではあります)。しっかりとした販売ルールに基づき対応するとともに、不測の事態を避けるためにも複数人スタッフが店舗にいる状態での販売がより好ましいと考えられます。
- ・ OTC 販売に移行したことで様々な薬剤師が対応することになります。トライアル事業のように画一したフォーマットと異なり、薬剤師の対応も様々になると想像されます。できれば、服用者の不安を取り除くような説明を心がけてもらいたいと思います。
- ・ 今回の研究販売において、当薬局で対応した事例は全て事前連絡を受けました。来局予定時間を設定し、それまでに不明点を調べる、他の薬剤師の意見を聞く等、準備して販売することが出来ました。それぞれに事情や状況が異なり、マニュアル通りに判断しにくい場合もあると思われるので、初めに時間を要する説明をし、余裕を持って対応することが必要と感じました。また、対象者の方が皆さんすごく不安そうな顔で緊張した様子でいらっしゃるの、丁寧にゆっくり話す、言葉選びに注意する、という事は大切だと感じました。
- ・ 様々な背景があつてご連絡または来局されるため、できるだけ寄り添った対応ができると良いと思います。また、前もってご連絡をいただかずに来局されるケースもあります。来局後にスムーズに対応できるように書類の準備など予めしておくが良いと思います。在庫切れなど自薬局で対応が難しい場合、対応薬局がどこにあるか、厚生労働省の HP をどのように探すかなどをお伝えできると良いのかなと思います。

- ・ 来局者に対応するには自信と勇気と覚悟が必要ですが、来局者はそれ以上の覚悟と不安を抱えて来局されます。その意を汲んだ対応を心がけて下さい。
- ・ 印象に残っている事例としては、高校生が親にも言えずに、学校を休んで来局されたこと。全体としては、40代以降の出産経験が何回かある女性の来局が多かったことが印象的でした。(若めの女性の方が多く利用するイメージを私がもっていたため)また緊急避妊薬の服用歴がある方の来局も多く、男性女性関わらず、性教育等の知識の向上も必要だと感じました。
- ・ 今後、今回のような対応困難な事例の報告が多く挙がると思います。全てに目を通すことをお勧めしたいです。また、様々なパターンを想定して、対応方法をいくつも用意しておくの良いと思います。まだ販売したことがなかったとしても、色々と想像することはできると思います。まだまだニーズに対して、受け皿が少なくないように感じます。一緒に頑張っていきたいです。
- ・ 望まない妊娠への不安感に対する寄り添いであったり、性暴力の可能性に対する聞き取りであったり、センシティブなことが多く、普段の業務を行いながら機械的に対応することはできず、時間も気力も使って対応しなければならない。特に性暴力の可能性についての確認は、はっきりとした返答になることはないので、要指導医薬品の資材にあったような指差し確認ができるものなどを有効活用して意思表示ができるように対応した方がよいと感じた。
- ・ ホームページ等で、購入希望者に電話をしてからの来局を勧めて欲しい。販売を考えていない薬局、薬剤師も「〇〇薬局にありますよ。」ではなく、「厚生労働省のホームページで確認して、薬局を調べて、電話してみてください」と勧めて欲しい。来局したが、商品がない、投薬できる薬剤師がいない等の可能性がある。
- ・ 隣接している婦人科では中絶後や緊急避妊薬後は低用量ピル推奨の流れになっているようだが、薬局では緊急避妊薬を服用して終了になってしまい、婦人科受診して低用量ピルの服用までは個人の意識に委ねるところとなる。学生の10代も数名おり、緊急避妊薬を繰り返し服用するのではなく、自ら避妊について取り組む意識付けができればと思う。
- ・ 電話で問い合わせが来た際には、「薬剤師の面前」でご本人が服用していただくことを念押しした方がよいです。電話口では本人であると偽っている場合があります。週末や連休明けに販売依頼の問い合わせが多い傾向にあります。休み明けや土曜日は複数人にも対応できるよう在庫を確保しておいた方がよいと思われます。
- ・ いつ来局されても良いように対応方法や用意しておくものを定期的に確認しておく。
- ・ 必要な方に安心できる選択肢が増えることを期待しています。薬局で緊急避妊薬を取扱うことに伴って、性に関わる知識や理解の普及などにもぜひ力を入れていって欲しいです。
- ・ 緊急避妊薬の販売は、単なるOTC販売ではなく「医療アクセス支援」である。求められるのは、迅速性、判断力、共感力、導線設計。そして何より、「最適な場所へ確実につなぐ姿勢」。これが薬剤師の価値になると感じました。
- ・ 直近の生理後、今回の性交までに妊娠の可能性があるかもしれない場合の確認をきちんと行う事が必要。すでに妊娠しているかもしれないので、今回の販売での緊急避妊では防ぐ事ができない。緊急避妊薬を服用した安心感からすでに妊娠していることに気付かず、妊娠初期の診察など遅れが生じる可能性に留意すべき。他の薬剤と違いセンシティブな薬剤の為、購入者側の心理を考えると不安な状況が強いと思われますが、こちらが落ち着いて手順に則って説明し販売する事で、購入者側の不安が無くなると思います。又、原因が性暴力等の犯罪の可能性もある事も毎回念頭におき、パートナーの方が一緒に購入場所に来ようとした際は、毅然とした態度で外でお待ちいただく事を強くお伝えし、購入者側の安全の担保

をしてあげると良いです。確立された販売手順に則って対応していただければ、この薬剤だからと特別視することなく販売できます。

- ・ 緊急避妊薬を販売するにあたって、倫理的な問題が関わってくる場面も少なくないと思います。倫理的な部分は正解があるわけではないと思いますが、できるだけ誤った方向にいかないようにアドバイスなどしてあげるとよりよい薬局になるのではないかと思います。
- ・ 県の中央子供相談センターの方が緊急避妊薬の販売について来局されたことがあります。ナイーブな内容ですので事業の説明のみになりましたが、子供虐待、犯罪の問題も多く抱えているのではとの印象を受けました。薬剤師としても表に出てこない問題に対して意識をして関係機関との連携をする必要があると感じた場面でした。先方からはあまり言い出しにくい事ではあるので今後は薬局からの情報提供も重要だと感じた次第です。
- ・ 海外ではとても安易に購入できるのに、日本では、丁寧すぎて面倒だという声も上がってくると思います。しかしここは日本であり、日本の女性たちの身体を健やかに保つためには丁寧な説明は必要だと思っています。日本人の性に対する教育が、海外の教育に追いついていない今、なおさら必須だと考えます。
- ・ 緊急避妊薬の販売可否判断に直接関係なくとも、性感染症の心配がないかは丁寧に検討する必要があると感じた。
- ・ 販売には時間を要する(30 分～1 時間)ので、薬局が落ち着いている時間帯に対応することを推奨します。時間外対応に関しては、年末年始、休日祝日に電話がかかってくることもあるので、携帯電話での対応や店舗にかけたら転送されるように設定するなど、薬局としての体制を整える必要があります。また、吐き出してしまったり、一日に複数人来ることもあるので、在庫は最低 2 個以上持つておくこと。他の薬局との連携を構築できていると、お互い助け合うことができます。一店舗だけでやろうとせず、他の店舗の薬剤師とも情報共有し、お互い分からないことや困ったことで協力できると良いと思います。
- ・ 通常の OTC 医薬品と異なり、営業時間外でも販売対応が求められます。緊急性がない場合は、営業時間に来ていただくことで対応可能と考えますが、緊急性、時間のリミットなどで深夜などに対応しないといけないケースがあります。企業の店舗やテナント内にある店舗では対応が難しいケースも出てくると思いますが、これからは多数の薬局で販売可能となっている商品でもあるので、地域で連携して対応していけるようになると、購入者も安心して購入ができるものと思われます。営業時間外に対応すると、購入者からは大変感謝されます。女性のことなどをしっかり考えて対応していただけると幸いです。事前問い合わせは男性女性の割合は半々くらいかと思いますが、本人でない場合は本人に情報提供がきちんと伝わるようにする必要があります。
- ・ 本人が焦りやパニックになっていることもある。薬剤師側がその焦りに乗せられないよう冷静に対応していきたい。服用に際し、本当に必要なかどうかを最初に話せたら、服用しなくていい場合もあるかもしれないが初対面でどこまで突っ込んだ話ができるのか。これからの課題です。
- ・ これまで 10 を超える事例に対応してまいりました。これまでは産婦人科等に受診して服用対応であったこと＝医師が行ってきたことを薬剤師が行うことに不安もあるかと思います(私も最初はそうでした)が、薬剤師の職能の拡張は、責任も伴いますがやりがいにもつながります。人々は、地域の方々に寄り添った対応をできる薬剤師を求めているかと思いますので、逃げずに挑戦しましょう。
- ・ 事前質問票のチェックボックスで、同意のない性交:あてはまらない:あてはまる:答えたくない、の項目に記入がなかったり、記入時にペンが止まったり、「相手がかわいそうだから、あてはまらないにチェックする」と言葉に出してからチェックしたり、いろいろな方がいました。販売時の短時間で支援が必要な方かどうかを判断するのは難しいため、県内の研究参加薬局全てで、県のワンストップ支援センターと県警察から頂

いた資材と全国一律の資材の両方を「みなさんにおわたしています」と断った上で、渡していました。すぐに、支援が必要と言いつけられない方もいると思うので、「いつでも相談できますよ。必要だったら相談してください」ということもお話していました。県の緊急避妊薬に関する研修会でも伝達します。もしかしたら、同意のない性交なのかもしれない、言いつけられないだけなのかもしれないということを念頭に置いて販売していただきたいです。

- ・ 購入希望者の中には不安な気持ちをもって来局する方もいるため「本日、担当をさせていただきます薬剤師の〇〇です。よろしくお願いします」というような丁寧なあいさつで信頼してもらい、安心してもらう。服薬までの手続きに何分くらいかかるかをあらかじめ伝えることが安心につながる。服用前チェックシートの記入に慣れているわけではないので、一緒に記入を進めていくなどの配慮が必要になる場合がある。
- ・ 事業に参加し、婦人科系の薬剤、疾患について見直しが出来たのは大変有意義でした。研究事業中には対応困難例はありませんでした。ですが、今月 OTC 販売が始まり、問い合わせや販売数が増加しています。その中で、気になったことがありました。まず、パートナーと一緒に来局されることがありました。幸いに性犯罪の可能性はありませんでしたが、もしある場合、一緒にいてもらっていいのか対応が難しいと感じました。また、緊急避妊薬の服用頻度は本人の自己申告ですが、他の薬局での購入や診療、特にオンライン診療での入手もできる中、実際の状況を確認するのは難しいと思いました。
- ・ 対応件数が少ない場合、販売の流れを確認して落ち着いて対応できるように、定期的に薬局内で販売シミュレーションをしておくと思います。研究協力薬局同士で販売事例を共有し、不安に思った事や判断に迷った事等をまとめて協力婦人科医に質問しました。医師はそれに対して丁寧に答えてくださり、とても心強く感じ、また連携の大切さを実感しました。
- ・ 男性薬剤師でも丁寧な指導を行えば抵抗をみせられる女性はいなかったのが安心して販売していただきたい。販売ケースは多くはないと思うので、対応できる時間に予約を取り、来局までに販売までの流れを頭に入れておけばいいと思います
- ・ OTC での販売も開始され、過去に服用したことがあると記載される方も思った以上にいらっしやうと感じた。本店では、アフターピルを服用しても妊娠は 100%防げるわけではないので、3 週間後には必ず妊娠の有無を確認することを重ねて伝えている。
- ・ しっかりとチェックリストの項目に沿って実施し、少しでも受診の必要性を感じた場合は必ず医師につなぐことが、重要と考えます。勝手な自己判断で薬剤師が責任の持てる範疇を超えないように、安全に適切に、販売が継続できるようにしたいです。これから先の薬剤師職能の責任にも大きく繋がると考えます。

別紙2 販売時に想定される事象と対応例(Q&A)

事象・質問 (Q)	対応・回答 (A)
男性が来局し、持ち帰りたいと言われた。	どのような理由があっても、本人以外には販売できません。
面前服用の直前で、「服用できない」と言われた。	どのような理由であっても、面前服用しない方には販売できません。
来局時にUPSIから72時間超であった。	72時間超の場合には販売できないため、緊急避妊を行うためには産婦人科受診が必要であることを説明し、必要があれば産婦人科医への紹介を行います。
来局者が16歳未満であった。	服用者の年齢制限は設けられていませんが、16歳未満者は性交同意年齢に達していないため、性交そのものが犯罪(13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のとき)に該当する可能性があることに留意する必要があります。
児童虐待を受けている疑いがある。	18歳未満の購入者が児童虐待を受けている疑いがある場合は、児童相談所への通告をお願いします。児童相談所虐待対応ダイヤル「189」
性暴力、性被害を受けた可能性がある。	・刑法では、「本人が同意していない性行為」をすべて性暴力として処罰対象としています。 ・性暴力を受けた疑いがある女性の来局に備えて、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(以下ワンストップ支援センター)の連絡先が記載されたカード、ワンストップ支援センターの具体的支援内容などがかかれた資料、DVに関する啓発資料、配偶者暴力相談支援センターや民間シェルターなどの案内を用意しておき、状況に応じて渡してください。疑いが濃厚の場合は、ただ渡すだけでなく、ことばや態度でさらに注意を促してください。 ・性暴力の場合は、警察への相談有無を問わず、ワンストップ支援センターで緊急避妊薬処方を含めて無料で医療を受けることができます。 ・被害後早期は暴力の証拠が残されている可能性が高く、加害者の処罰を行う選択肢があること、早期の証拠保全が重要でありタイムリミットがあること、ワンストップ支援センターでその相談ができることを説明し、ワンストップ支援センターを紹介することも含めて対応を検討してください。
同伴者から同席させてほしいと言われた。	来局時の同伴者が必ずしも良好な関係である親やパートナーとは限らないことに留意し、様子を見た上で必要な場合には、同伴者へ薬局外でお待ちいただくようお願いなどを検討してください。また、同伴者が女性であっても必ずしも良い関係でない可能性があることにも留意して、対応する必要があります。
「妊娠中の方」が緊急避妊薬を服用した場合のリスクは？	服用しても、すでに成立した妊娠には緊急避妊薬の効果は期待できません。妊婦は禁忌とされていますが、妊娠中に服用しても母体へは有害ではないとされているほか、胎児についても、先天異常のリスクの上昇させるとの報告はありません(服薬の有無にかかわらず、胎児の先天異常は一定割合存在します)。
妊娠検査薬で判定できる妊娠とは？	妊娠検査薬で判定可能な時期は、妊娠4～5週以降です。そのため、概ね3週間以上前の性交による妊娠の有無を確認することができます。
現時点での「妊娠の可能性」を確認する意義は？ 「妊娠の可能性」を否定できなかった場合に追加で説明すべきことは？	妊婦の使用は禁忌とされているからだけではなく、すでに妊娠していることに気づかず緊急避妊薬の服用で妊娠を阻止できたと考えることにより、早期の中絶の機会を逸する可能性があります。薬局での確認では、妊娠を完全に否定することが困難なため、「服用3週間後に妊娠検査薬や産婦人科受診で妊娠の有無を確認すること」が確実となる指導を実施してください。また、緊急避妊後に出産を選択する場合、妊娠初期に緊急避妊薬を服用したことに不安を持つ人がいます。妊娠の可能性を否定できない場合は、「服薬の有無にかかわらず、胎児の先天異常は一定割合存在し、この薬の服用によって胎児の先天異常のリスクが有意に上昇することはない」ことを伝え、産婦人科受診をすすめてください。
現時点での「妊娠の可能性」：中絶後に月経が再開していない方	流産・中絶後7日以内であれば、妊娠している可能性はないと判断できます。しかし、月経が再開していない場合は、排卵がいつ再開する(した)かわかりません。そのため、1つ前のUPSIから3週間以上経っていたとしても妊娠検査薬で判定できない可能性があります。流産・中絶後に月経が再開していない方で、今回は別のUPSIがある方への販売時には、「服用3週間後に妊娠の有無を必ず確認すること」を確実に行うよう指導をしてください。
現時点での「妊娠の可能性」：分娩(出産)後に月経が再開していない方	出産後4週以内であれば、妊娠している可能性はないと判断できます。しかし、月経が再開していない場合は、排卵がいつ再開する(した)かわかりません。そのため、1つ前のUPSIから3週間以上経っていたとしても妊娠検査薬で判定できない可能性があります。出産後4週以降で、月経が再開しておらず、今回は別のUPSIがある方への販売時には、「服用3週間後に妊娠の有無を必ず確認すること」を確実に行うよう指導をしてください。
現時点での「妊娠の可能性」：OC服用中の方	OCを直前まで飲み忘れなく使用していた場合は、その避妊期間中にUPSIがあったとしても現時点での妊娠の可能性が極めて低いといえます。しかし、OCの飲み忘れがある場合、月経が定期的であっても、妊娠の可能性は否定できません。なお、1列目2列目の1錠のみの飲み忘れで、飲み忘れ後24時間以内に服用していれば、避妊効果に影響はなかりカバリーできていると考えられます。
服用後の悪心・嘔吐への対応	・服用後に悪心があったとしても、嘔吐に至ることはほとんどありません。 ・悪心・嘔吐の予防として制吐剤を投与することは推奨されていません。 ・服用後2時間以内に嘔吐した場合は、ただちに1錠追加して服用する必要があります(嘔吐を反復する可能性があるため、速やかに医療機関へ受診するよう伝えてください)。 ・嘔吐が持続する場合は他の方法を考慮することになるため、産婦人科医への受診が必要です。
数日前にも緊急避妊薬の服用をしている方への対応 何回も緊急避妊薬を服用している方への対応	必要があれば、繰り返して服用場合があります。反復服用者には確実な避妊法の選択を促す指導が必要と考えられます(緊急避妊薬の反復服用のみで避妊した場合、妊娠する確率はOCやIUDと比較して極めて高い)。
月経中・月経直後のUPSIであれば、緊急避妊薬は不要なのか？	本人が月経中だと認識していても月経ではない出血であったり、もしくは月経直後だと認識していても、すでに排卵している、又は排卵が起きる可能性があるため、緊急避妊薬を服用しなくてよい理由にはなりません。

参 考 資 料

< 参考資料 >

(調査研究を踏まえ、要指導医薬品販売を念頭に作成)

緊急避妊薬に関する情報提供文書（薬剤師→医師）[例]

記入日 年 月 日

情報提供先

医療機関名：

医師氏名： 様

受診が必要な方の氏名・生年月日

氏名： 生年月日： 年 月 日（ 歳）

緊急避妊薬の服用

- ☐ 服用した 服用日時： 年 月 日 AM・PM 時 分
服用医薬品名： 要指導医薬品（品名： ）
- ☐ 服用していない

受診勧奨の理由

- ☐ 緊急避妊を希望されましたが、以下の理由により薬局で緊急避妊薬を販売できませんでした。
- ☐ UPSI から 72 時間超
 - ☐ 妊娠の可能性 妊娠検査薬 ☐陽性 ☐陰性 ☐未実施
 - ☐ 月経周期が不整である
 - ☐ 最終月経から来局まで、通常の月経周期を超過している
 - ☐ 最終月経の経血量が少ない・月経期間が短い
 - ☐ 出産後や流産・中絶後で月経が再開していない
 - ☐ 最終月経以降、今回よりも前に避妊なし性交があった
 - ☐ 重篤な肝障害の可能性
 - ☐ レボノルゲストレル錠の成分に過敏症の既往
 - ☐ 緊急避妊薬の服用に不安がある
 - ☐ その他（ ）
- ☐ 緊急避妊薬を服用されましたが、以下の理由により受診を推奨します。
- ☐ 妊娠の可能性 妊娠検査薬 ☐陰性 ☐ご自宅等で実施（自己申告）
 - ☐ 月経周期が不整である
 - ☐ 最終月経から来局まで、通常の月経周期を超過している
 - ☐ 最終月経の経血量が少ない・月経期間が短い
 - ☐ 出産後や流産・中絶後で月経が再開していない
 - ☐ 最終月経以降、今回よりも前に避妊なし性交があった
 - ☐ 下腹部の痛み・不正出血
 - ☐ その他（☐性感染症の可能性 ☐性暴力の可能性 ☐複数回の UPSI
☐避妊に関する相談 ☐不安 ☐その他 ）

その他の連絡事項

薬 局 名：
薬剤師氏名：
所 在 地：
電 話 番 号：

(調査研究を踏まえ、要指導医薬品販売を念頭に作成)

薬剤師と医師の連携について（考え方の整理）

産婦人科への紹介等を行うケース

- ① 薬局等に緊急避妊薬を求めたが、薬剤師が販売不可と判断した場合
- ② 服用の有無にかかわらず、医師による診察が必要と薬剤師が判断した場合
- ③ 服用から3週間後の避妊成否を確認するため

方法・活用できる文書等

薬剤師が、医師に需要者の情報を伝達する必要があると判断した場合には、需要者の同意を得た上で、情報提供書等の文書を用いる（受診時に需要者が持参）ほか、需要者の意向や必要に応じて、薬剤師から医療機関への直接の紹介を行うこともあり得る。

①緊急避妊薬が販売不可の場合

- ・妊娠の不安のある性行為から72時間が経過している
- ・既に妊娠している又は妊娠が成立している疑いがある
- ・禁忌に該当する等
- ・需要者が薬剤師の面前での服用に同意しない

⇒情報提供文書を活用する等

②服用の有無にかかわらず、医師による診察が必要と薬剤師が判断した場合

- ・性感染症の疑いなど、需要者の体調の変化を覚知した場合
- ・性交同意年齢未満（16歳未満）である場合
- ・短期間での繰り返し購入が認められる場合
- ・性犯罪の証拠保全の必要がある場合

その他、薬剤師が必要と判断した場合

⇒情報提供文書を活用する等

③ 服用から3週間後の避妊成否の確認

薬局等での販売時、服用3週間後に必ず避妊成否を確認するよう説明する（産婦人科医の受診または妊娠検査薬の使用）

⇒受診の際は、製造販売業者が作成する添付文書、服用者携帯カード※、製品の空箱を持参するよう指導

※服用者携帯カード：販売日時・販売店名・販売した薬剤師名等を記載して交付